

## ●障害者差別解消法関連事業計画

### I 計画の位置づけ

計画の位置づけ	障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、本区における障害者差別解消に関連する事業について把握し、進捗状況を管理することにより、障害者差別解消を一層促進していく。
---------	--

### II 令和元年度

#### 1 事業実績

令和元年度事業実績について、主なものは以下のとおりである。

##### (1) 障害者差別解消法普及啓発事業

- ・ 障害者差別解消法に関する啓発パンフレットを配布した。
- ・ 墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例を施行し、普及啓発を行った。

##### (2) 講演会等における手話通訳者等の配置

- ・ 通訳派遣事業件数 30 件

#### 2 事業評価

##### 事業数及び評価

評価	A	B	その他
計画書掲載事業数 27 事業	26 事業	0 事業	1 事業

A：計画どおり進んでいる場合

B：計画に遅れが生じている場合

その他：計画の見直し等の必要が生じている場合

##### 評価「その他」事業一覧

	事業番号	事業名	説明
1	5*	障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度の実施	企業から問い合わせもあったが、実績に結びつかなかった。制度の周知を図り活用を促す。

\*障害者行動計画上は「事業番号 42」

#### 3 目標と実績についての分析

障害者差別解消法の対応については、各部署において引き続き取り組みを進めているところであり、関連事業については、概ね計画通り実施されている。

令和元年度は、「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」が施行され、同条例に係る広報活動を行った。特に令和元年 7 月 3 日から 5 日まで開催した啓発イベントでは、条例の周知にとどまらず、多くの方に対して障害に対する理解を深める機会を提供できた。

### III 令和2年度

#### 1 事業計画

令和2年度事業計画について、主なものは以下のとおりである。

##### (1) 障害者差別解消法普及啓発事業

- ・パンフレットの配布、区職員向けの研修を通して、理解促進を図る。
- ・障害者差別解消法、墨田区手話言語及び障害者の意志疎通に関する条例の普及啓発を行うため、心のバリアフリー事業を行う。

##### (2) 講演会等における手話通訳者等の配置

区が主催、共催の講演会などにおいて、手話通訳者の派遣件数が増加するように庁内各部署に積極的に働き掛けていく。

#### 2 事業計画に対する考え方

障害者差別解消法普及啓発事業において、庁内の関連部署や関連団体と連携し、効果的な情報発信を図っていく。また、区民および職員の理解促進に努め、障害のある方もない方も誰もが生き活きと暮らせる共生社会の構築に努める。

さらに、障害者差別解消に関連する各種事業について、ノーマライゼーションの考え方が一層浸透するよう効果的な取組みに努める。